

令和 4 年

第 5 回 農業委員会会議録

阿 蘇 市 農 業 委 員 会

令和4年 第5回 阿蘇市農業委員会 会議録

1 開催日時 令和4年5月10日（火曜） 午後3時開会

2 開催場所 阿蘇市北側別館大会議室

3 農業委員出席者（黒：出席、赤：欠席）

1 番	古閑 隆一	2 番	古澤 一雄	3 番	石本 健二	4 番	岩下 浩徳
5 番	井手 孝義	6 番	田代 純一	7 番	樫木 すみ子	8 番	竹原 真理子
9 番	山口 正孝	10 番	岩下 保男	11 番	知里口 香穂里	12 番	山内 市男
13 番	西村 豊治	14 番	田嶋 政隆	15 番	今村 光也	16 番	梅井 浩二
17 番	黒川 龍己	18 番	和田 敏喜	19 番	木村 広典		

4 農地利用最適化推進委員出席者（黒：出席、赤：欠席）

1 番	中村 秀政	2 番	市原 英一	3 番	今井 健一	4 番	佐藤 範一
5 番	五嶋 誠次	6 番	山本 利幸	7 番	藤井 博徳	8 番	河崎 利徳
9 番	永野 成男	10 番	白石 正明	11 番	竹原 忠信	12 番	古木 雄三
13 番	山中 健二	14 番	大友 浩喜	15 番	佐藤 弘明	16 番	室 恒和
17 番	園田 賢臣	18 番	高木 正明	19 番	江藤 則一	20 番	野上 勝喜
21 番	山本 眞一						

5 議事

- ・報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知書の報告について
- ・議案第15号 農地法の規定による許可申請書の審議について
- ・議案第16号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の審議について
- ・議案第17号 農地移動適正化あっせん申出に係るあっせん委員の指名について
- ・議案第18号 下限面積（別段の面積）設定審議について

6 農業委員会事務局出席者

事務局長 徳永 稔 事務局次長 上村文広 参事 佐藤克昭

7 会議の概要

事務局 それでは、ただいまより開会します。本日は、委員 19 名中 17 名の出席で定足数に達していますので、会議規則により第 5 回阿蘇市農業委員会を始めたいと思います。それでは、開会宣告と併せて会長よりご挨拶いただきます。

議 長 皆さん、こんにちは。皆様には農繁期のお忙しいところ出席ありがとうございます。新型コロナウイルスについては、まだまだ、感染終息とはなっておらず皆様も十分注意していただきたと思います。それでは、まず農業委員会憲章の唱和を、本日は農業委員 5 番委員お願いします。

唱和・・・・・・・・(省略)

ありがとうございました。

議 長 本日の提案件数は、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の報告 15 件、農地法の規定による許可申請書の審議について、第 3 条によるもの 4 件、第 4 条によるもの 1 件、第 5 条によるもの 3 件、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の審議について、所有権移転 3 件、利用権の設定 35 件、農地移動適正化あっせん申し出に係るあっせん委員の指名について 5 件、下限面積（別段の面積）設定審議について、審議します。従いまして会期は本日 1 日とします。

なお、議事録署名委員については、10 番委員、11 番委員へお願い致します。それでは最初に、報告第 5 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の報告について事務局より説明願います。

事務局 報告第 5 号の 15 件については、農地法 18 条第 6 項に基づく当事者合意による解約報告であります。

順位 1 番から順位 15 番までの、賃貸人、賃借人、土地の表示、地目、面積、等につきましては、議案書のとおりとなっています。

議 長 報告第 5 号について質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問がないようですので、以上で報告第 5 号を終わります。続きまして、議案第 15 号農地法の規定による許可申請書の審議について 3 条 4 件、4 条 1 件、5 条 3 件、まず 3 条から説明願います。

事務局 議案第 15 号農地法第 3 条による許可申請の 4 件の譲受人は、農地法第 3 条及び同施行規則第 17 条 2 項 2 号に適合する者であり現状も農地の形態を成しています。順位 1 番から 4 番の、譲渡人、譲受人、土地の表示、地目、面積、申請理由、譲受人の経営状況につきましては議案書のとおりとなっています。

議 長 農地法第 3 条の審議に移りたいと思いますが、質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。3条案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので農地法3条4件は決定します。
つづきまして、第4条4件、第5条6件の転用許可について事務局より説明願います。

事務局 本議案第15号農地法第4条による、転用許可申請の1件は、いずれも農地法第4条、同法施行規則第22条及び農地転用事務処理要領第4の許可基準を満たした農地です。順位1番の、申請人、土地の表示、地目、面積、申請理由、施設の概要等につきましては議案書のとおりとなっています。

また、農地法第5条による、転用許可申請の3件は、いずれも農地法第5条、同法施行規則第22条及び農地転用事務処理要領第5の許可基準を満たした農地です。

順位1番から3番の、譲渡人(貸人)、譲受人(借人)、土地の表示、地目、面積、申請理由、施設の概要等につきましては議案書のとおりとなっています。

議 長 続いて、現地調査報告をお願いします。

4条の順位1の植林については、事務局より現地調査報告をお願いします。

事務局 ○ 4条順位1番を説明します。

申請地は、阿蘇市役所波野支所から西へ約900mのところになります。

申請面積4,482㎡の敷地に、スギ1,100本の植林を計画するものです。

排水は、雨水のみで地下浸透となっており、区長の同意も得ております。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の生産性の低い第2種農地となります。

議 長 続いて、5条現地調査報告をお願いします。本日の現地調査班の方々は、大変お疲れ様でした。本日の現地調査班長を務めていただきました2番委員より、転用案件について説明をお願いします。

2番委員 今回は、現地調査班5名と事務局2名にて現地調査を行いました。調査結果を報告いたします。まず、はじめに本日のすべての案件の排水関係は、区長及び関係者の同意もあり適切に計画されていることを報告します。また、農地区分第1種及び2種農地については、代替地の検討を行った結果の計画であります。 それでは、

○ 5条順位1番を説明します。

申請地は、JR市ノ川駅から北へ、約2.3Kmのところになります。申請面積は147㎡の敷地に、駐車場を計画するものです。排水は、雨水のみで、隣接の道路側溝に放流する計画です。農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の生産性の低い第2種農地となります。

○ 5条順位2番を説明します。

申請地は、阿蘇市役所内牧支所から北東へ、約2.8Kmのところになります。申請面積は370㎡の敷地に、駐車場を計画するものです。排水

は、雨水のみで、地下浸透の計画です。農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の生産性の低い第2種農地となります。

○ 5条順位3番を説明します。

申請地は、阿蘇地域振興局から西へ約500mのところになります。申請面積450㎡の敷地に、個人住宅（建築面積111㎡、駐車スペース2台分）を計画するものです。排水は、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由し既設水路に接続する計画で、雨水も同様に既設水路に接続する計画です。

なお、申請人は農地法の手続きを知らず事前に残土の搬入を行っており、始末書が添付されております。農地区分は、阿蘇地域振興局から半径1km以内の第2種農地となります。

以上で、現地調査報告を終わります。なお、調査班としては、すべての案件について許可相当と判断しております。

議長 ありがとうございます。地元農業委員さん、推進委員さんから補足説明は、ございませんか。

議長 それでは、4条、5条の転用許可申請の審議に移りたいと思います。
何か質問はありませんか。

（質問、意見なし）

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。4条、5条案件について、許可相当と判断することに賛成の方は挙手願います。

委員 （異議なし。全員挙手。）

議長 全員賛成ですので農地法4条1件、5条3件は決定します。
これで議案第15号3条、4条、5条については、決定いたしました。

議長 続いて議案第16号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の審議について事務局より説明願います。

事務局 議案第16号所有権移転の3件は、いずれも農振農用地内農地のため、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。

順位1番から3番の、譲渡人、譲受人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっております。

議長 議案第16号の所有権移転について何か質問はありませんか。

17番委員 農業振興区域内の水田については、70万円を基準額としていると思うが、順位1番の案件は安いように感じるますが理由がありますか。

事務局 原則的には、70万円を基本としていますが順位1番の水田については、水田の形が三角地であるうえに、遊休農地の状態であるのでこの値段となっております。

17番委員 わかりました。

議長 他に何かありませんか。

（質問、意見なし）

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。所有権移転案件について、原案

のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 （異議なし。全員挙手。）

議 長 全員賛成ですので所有権移転3件は決定します。

議 長 次に議案第16号2番の利用権設定について説明願います。

事務局 議案第16号2番の利用権設定の35件については、いずれも農業経営基盤強化促進法の要件を満たすものであります。

順位1番から順位35番までの、賃貸人、賃借人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

議 長 議案第16号2番の利用権設定の審議に移りたいと思います。何か質問は、ありませんか。

（質問、意見なし）

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。利用権設定案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 （異議なし。全員挙手。）

議 長 全員賛成ですので利用権設定35件は決定します。

議 長 これで議案第16号は、すべて原案のとおり決定いたしました。

議 長 続いて議案第17号農地移動適正化あっせん申し出に係るあっせん委員の指名について事務局より説明願います。

事務局 順位1番から5番の、売渡人、譲受候補者、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

順位1番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の12番委員と農業委員の11番委員にお願いしたいと思います。

順位2番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の4番委員と農業委員の21番委員にお願いしたいと思います。

順位3番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の4番委員と10番委員にお願いしたいと思います。

順位4番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の10番委員と12番委員にお願いしたいと思います。

順位5番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の13番委員と21番委員にお願いしたいと思います。

議 長 議案第17号のあっせん委員の指名について何か質問はありませんか。

（質問、発言なし）

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第17号の案件に原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 （異議なし。全員挙手。）

議 長 全員賛成ですので、議案第17号は原案のとおり決定します。

議 長 続いて議案第18号下限面積（別段の面積）の設定審議について事務局より説明願います。

事務局 農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積設定についての提案となります。(1)について、阿蘇市農業委員会が定める下限面積については、引き続き50アールとするものです。理由としましては、2020農林業センサスにおいて、管内の農家で50アール以上の農地を耕作している農家が全体農家数の8割を超えているので昨年同様と考えております。(2)については、新規就農予定者の下限面積を25アール(但し施設園芸等に限る)とすることと、空き家付随する農地の取得に係る下限面積を1アールとする件でございます。また、空き家の所有者が所有している農地を取得に限って下限面積を緩和する件でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 下限面積の審議に移りたいと思いますが、質問はございませんか。
(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案18号の案件に原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので、議案第18号は原案のとおり決定します。

議 長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手を願ひます。
(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、阿蘇市農業委員会第5回総会を閉会いたします。